

○主鳥羽びてこい時  
 兼仲維盛の敗れをとり東  
 軍近江に入り比叡山に  
 よれり法皇脱してこい  
 にいせませるなり  
 ○西海に没落す 百  
 抄に平氏前内大臣巳  
 下平氏出奔西海とあり  
 ○平氏没落す 西海とあり  
 年即ち文治二年の事なり

跡をつぎぬ。世のみだれをもかへりみず、内大臣よ任せり。天性父にも兄にもたよばざりけるにや。威望もいつしかれとるへ、東國のいくとすてにこそくなりて、平氏の軍所々にて利をうしなひけるとぞ。法皇しのびて比叡山ひがいざんにのぼらせたまひき。平氏力をおとし、主上とすゝめ申して、西海に没落せり。中三とせばかりありて、平氏ことごとく滅亡めつじやう。清盛が後室ちちう從二位平の時子といひし人、この君をいだきたてまつり、神璽かみざしをふところにし、寶劍たからざしを腰にはさみて海中うみにいりぬ。あさましかりし亂世らんせいなり。天下をささめたまふまゝと三年、八歳にましくき。

第八十二代、四十四世、後鳥羽院、諱ハ尊成、高倉第四の子、御母は七條院藤原殖子先代の庶幾、おはくは后宮、さそちの藤原なり、院號ありしは、みな先の立后のち七條院号とせり、この七條院号と後宮とて院号のはしとあり、たゞしつづ准后の號ありし入道修理大夫信隆のむすめなり。先帝西海に臨幸ありしかど、

○神代申す皇祖御世  
 高倉より

皇祖法皇の御世なりしかば、都はかばらず。攝政基連の大臣が平氏の縁よて供奉せられしかど、いとめ申すともおらありけるにや。九條の大路邊よりとゞまられぬ。そのほか平氏の親族からぬ人々は、御供つかまつる人なかりけり。還幸くわんきやうあるべきよし院宣ありけれど、平氏承引し申さど、よりて太上法皇の詔にて、この天皇たよせたまひぬ。親王の宣旨までもなし、まづ皇太子とし、すなはち受禪の義あり。翌年甲辰元暦元年即ち永三年あたる年、四月に改元、七月に即位との同胞に高倉の第三の御子まましくとまひ、法皇この君をひらびきだめ申したまひけることぞ。先帝三種の神器たみかをあひ具せさせたまひしゆゑに、踐祚せんそのたじめの選例せんれいにハベりしかど、法皇國の本主にて、正統の位をつたへまゝしき。皇太神宮、熱田の神あきらむまゝもりたまふことならば、天位つゝおましまさず。平氏

○内侍所神鏡云々は兼  
秘抄に神永大乱之時  
西海三年遷洛之時有  
三夜神鏡を住に神永二  
年七月廿五日深氏來  
平兵衛時國守相具主  
上西海内侍所神鏡  
宗同相具之文治元年  
三月廿四日主上没深底  
日御傳入傳廿七日三  
ケ日有神鏡といへり

○天德年中は天德四年  
九月廿三日庚申亥刻内  
祭儀と云ふ

○長久年中は長久元年  
九月十日子刻焼亡と云ふ

ほろびてのち内侍所神鏡はかへりいらせたまひぬ。寶劍はつひ  
に海にしづみて見えす。そのころほひは、晝の御座の御劍を寶劍  
と擬せられたりしが神宮の御告にて神鏡をたてまつらせたまひ  
しによりて、近ごろまでの御守りなりき。三種の神器のことは所  
々に申しはべりしごとくもまづ内侍所は神鏡なり、八咫の鏡と申  
せり。正躰は皇太神宮にいはいたてまつる。内侍所にましますは  
崇神の御代に歸かへられたりし御鏡なり。村上の御時、天德年中  
に火事にあひたまひき。それまでハ圓規かけまします。後朱雀  
の御時、長久年中かさねて火ありしに、灰燼の中よりひかりとさ  
とせ給ひけるぞ、とさめてつらめたてまつられける。されど正  
躰つゝがなくて万代の宗廟にまします。寶劍も正躰は天の叢  
雲の劍のちに草と申せり。熱田の神宮にいはいたてまつる。西海にし

○昔新羅國より道行と  
いふ法師來りて云々  
日本紀天智天皇七年の  
條に熱沙門道行法師の  
寶劍を熱田の神宮に  
奉納せしむる事あり

づみしは、崇神の御代におなじくつくりかへられし劍あり。うせ  
ぬることハ、末世のしるしにやとうらめしけれど、熱田の神あら  
たなる御ことなり。むかし新羅國新羅國より道行といふ法師來りて、ぬ  
すみたてまつりしとぞ、神變をあらはして我國をいつたまはず。  
かの兩種は、正躰むかしにむかりましたまはせ、代々の天皇のとほ  
き御まもりとして、國土のあまねきひかりとなりたまへり。うせ  
にし寶劍はつたハもとより如在如在のごとくぞ申しはべるべき。神璽は八  
坂瓊の曲玉まがたまと申せり。神代より今にかはらず、代々の御身をはな  
れぬ御まもりなれば、海中よりうかびいでたまつるもことばり  
なり。三種の御ことば、よくこゝろえたてまつるべきなり。なべて  
ものしらぬたぐひは、上古の神鏡は天德地久の災にあひ、草薙の  
寶劍は海にしづみけりと、申しつたふことはづるにや、かへりす

へすひおことなり。此國は三種の正躰しんたいをもちて眼目がんもくとし、福田と  
 るることなれば、日月の天をめぐらんほどは、ひとつものけたま  
 ふまじきなり。天照大神の勅に、寶祚ほうそのまひまきんこと、天地と  
 きえまりなむるふしとはべれば、いひてもうたおひたてまつる  
 べき。今よりゆくまきもいとたのもしくこそたもひたまへれ。平  
 氏いまた西海さいかいにありしほど、源義仲といふものまづ入京にゅうきやうせり、兵  
 威いけいかんなるをもつて、世の中のことをおさへたこなひけり。征  
 夷將軍に任ず。この官はむかし坂上の田村丸までも、東夷征夷の  
 ために任ぜられき。そのうち將門がみだれに、右衛門督忠文の朝  
 臣征夷將軍をかねて節刀せつたうをたもひよりこなたひをしくたえて  
 任ぜられず。義仲がはじめてなりにける。あまりなることなかく  
 て、上皇御いさごほりのゆゑにや、近臣きんしんの中に軍を起し、對治たいぢせん

○先入京す。これは應永二年九月のことなり

○將門が亂は余後天皇天慶二年十一月の事なり

○近臣は平知國をいふ

とせよに、ことならずして、なむ〜あるまじきことなんいでき  
 にし。東國の頼朝弟範頼、義經等とてそのほせよは、義仲はやが  
 て滅びぬ。とてそれより西海へむひひて平氏をたひらげたり。  
 天命きはまりぬれば、巨猾こくわつもほろびやすき。人民のやすらぬこ  
 と時の災難さいなんなれば、神もちのちたよはせたまはぬに。かくて平  
 氏滅亡めつじやうなせしむば、天下もとのごとく、君の御まゝなるべきこと  
 ればえしに、頼朝勳功くんこうまことにためしなりければ、みづのら  
 權けんをほしきまゝにせり。君もまたうちまひせられにければ、王家  
 の權はいよくれたるへにき。諸國に守護しゆごをおきて、國司の威を  
 れさへさしむば、吏務しむといふこと名ばかりになりぬ。あらゆる莊園  
 郷保きやうほの地頭ぢちゆうを補せしむば、本所はなきごとくになれりき。頼朝  
 は從五位下前右兵衛佐じゆごごうへいゑさなりしむ。義仲追討おひたぎの賞しょうに越階こゝろして、正四

諸國補守國地頭  
 ○守國とは國司の外に  
 武家より命じて國を掌  
 らしむるものをいひ、地  
 頭とは莊園領を支配  
 するものをいふなり

○鎌倉の館は相模國鎌倉郡にあり

○東大寺の再建は建久三年にはじめて同六年にまはれり

○京上は建久六年三月四日なり

位下に叙せり。平氏追討の賞に、また越階して従二位に叙せり。建久のはじめにや、はじめて京のぼりして、やめて一度に權大納言に任ぜり。また右近大將を兼ね、賴朝なきりに辭退申まければ、叙慮よりて朝獎ありとぞ。ほどなく辭退して、もとの鎌倉のたちになん下りし。うののち征夷大將軍に拜任せり。それより天下のこと、東方のまゝになりなき。平氏のみだれに、南都の東大興福寺やけよとぞ。東大寺とば、俊乘といふ上人、すゝめたてければ、公家にも委任せられ、賴朝もふかく隨喜して、ほどなく再興せり。供養の儀、ふるさあととたづねておこなはれけり。ありおたきことにや。賴朝もあかねて京のぼりしけり。むつは結縁のため、あつハ誓固のためなりき。法皇かくれさせたまひて、主上世をしらせたまひぬ。すべて天下をととめたまふこと十五年ありしかば、太子に

ゆづりて尊号れいのごとし。院中にてまた二十余年しらせたまひし、承久にことありて御出家、隱岐の國にくれたまひぬ。六十一歳おまし〜き。

第八十三代、第四十五世、土御門院、諱は爲仁、後鳥羽の太子、御母を承明門院源の在子、内大臣通親のむすめなり。父の御門の例よて、親王の宣下なし、立太子の儀ばかりにてすなはち踐祚あり。戊午即位、己未に改元、天下をととめたまふこと十二年、太子にゆづりて尊号れいのごとし。この御門まゝしき正嫡にて、御ことるば

へもたゞしくきこえたまひしに、上皇鍾愛よろこばれしに、承にや、やどなく讓國あり。立太子までもあらぬまゝににらにき。承久の亂に、時のいたらぬことをしらせたまひければ、やどとぞまゐりさめまきげれども、やぶれにしのば、玉石ともはこめれて、阿

○玉石共にこがれて云々、承久三年閏十月十日、土佐國にうつし奉り、後に阿波國にわたし奉り、やがて寛文三年十一月十一日阿波にて崩御したまふ

波の國にておくれさせたまひぬ。三十歳おまし〜

第八十四代、順徳院、諱は守成、後鳥羽第三の子、御母は修明門院藤

原の重子、贈左大臣範季のむすめなり。庚午承元四年のとし即位、辛未建暦元年に改

元、この御時征夷大將軍頼朝次郎實朝、右大臣左大將までなりに

し、兄左衛門督頼家が子に、公曉といひける法師にころされぬ。

またつぐ人なくて、頼朝があとにはなくてはなきてたえにき。頼朝が後室に

從二位平の政子として時政北條といふものゝむすめなりし、東國のこ

とどばれたこなひき。その弟義時兵權をとりしが、上皇後鳥羽上皇の御子を下

し申て、あふきたてまつるべきよし奏しけれど、不許おんこころにやありけ

ん。九條の攝政道家の大臣は、頼朝の時より、外戚あそびにつきてよしみ

れたしければ、その子とくだして扶持し申けり。大いたのことは

義時がよくなりになりにき。天下をささめたまふこと十一年、讓國あ

○御子を下して二々下  
し給ふて後藤原頼朝を  
鎌倉の主となす也

りし、ことみだれて佐渡の國にうつされたまひき。四十六歳に  
まし〜

廢帝、諱は懷成、順徳の太子、御母は東一條亮藤原の光子、故攝政太

政大臣良經のむすめなり。承久三年春のころより、上皇おぼしめ

したつことありければ、俄に讓國たまひき。順徳御身をさるめ

て、合戦のことども、ひとつ御ころにさせたまはん御はかり

ことにや、新王に讓位ありしかど、即位登壇までもなくて、軍やぶ

れしかば、外舅攝政道家の大臣の九條の第へのおれさせたまひ

ぬ。三種の神器三種の神器をば、閑院の内裏にすてたかれにき。讓位ののち七

十七箇日の間、まばらく神器をつたへたまひし、日嗣には

くはへたてまつらす。飯豐の天皇の例にながらへ申すべきにこ

そ、元服などもなく十七歳にておくれまし〜

○順徳 建治三年崩  
幸して仲野天皇とま  
す

○順徳天皇は押  
鳥羽の子  
の御女にして仁賢天皇  
の御女にして仁賢天皇  
の御女にして仁賢天皇  
の御女にして仁賢天皇  
の御女にして仁賢天皇

○後室の尼公を以て平賀  
千代といふ

のみたれざるもふに。まことにすまの世にはあふふこゝろありぬべく。また下の上のふはしともなりぬべく。そのらはれどよくあかかくるべく。かこには入り。頼朝勳功はむのしほりたぐひなきほどなれど。ひとへに天下を掌にせしめば。君としてやすめらばおほしめしけるも理りなり。らんやそのあとたえて。後室の尼公陪臣の義時が世になりぬれば。そのあとをけつりて御ころのまよふせらるるしとらふも。一往のらひなきよあらず。しめれば白河鳥羽の御代のことより。政道のふるきすむたやう。いとおとろへ。後白河の御時兵革たこりて。姦臣世をみたり。天下の民ほとく塗炭にたちにき。頼朝一臂をふるひて。その亂をたひらげたり。王室はふるきにあらざるなりと。九重の塵よどみまはり。萬民の肩をやすまりぬ。上下堵をゆるし。東よ

り西よりその徳を伏せしめば。實朝なくなりても。そむくものありとほきこぬべし。これにまざるほどの徳政なくして。いひたやすくつと。さびなき。たとひまたうしなされぬべくとも。民やすめらば。上天にもくみたまはじ。次に王者のいくさといふは。とあふるを討してきずなきとばほるほさず。頼朝高僧にのほり守護の職をたまひき。これみな法皇の敕裁なり。わたくしにぬすめりとほさため。たし。後室その跡をあらひ。義時いさくおれが權をとりて。人望にそむせりしめば。下にはいまだきまありとらふべくもあら。一往のいはればかりにて追討せられんは。上の御とともや申すなき。謀反たこしたる朝敵の利を得たるには。比量せられたし。いよれば時のいたらず。天のゆるさぬことばうた。いひなし。但下の上を剋する。きはめたる非道なり。つ

○藤原の道正正路にかへり云々後醍醐天皇四條天皇の二代を親王に土御門天皇の御子給ひしをいふ

○入道親王は守貞親王なり親王と申し奉るその親王の御子に給へるを入道親王といひ奉りて

○厚徳の太子は天武天皇の皇子なり  
○淡路の帝は淳仁天皇をまよす  
○應基の王子は天智天皇の皇子なり  
○早良の太子は光仁天皇の皇子なり  
○武天皇の太子なり  
○小一條院は三條天皇の皇子教明親王なり

ひにはなごの皇化にまづるはぎふべき。まづこの徳政をこなはれ、朝威をたておれを剋するばかりの道ありて、そのうへのことゝぞればいへる。おつは世の治亂のすめたをもよくいんがみしらせたまひて、おたくの御ことゝるなくば、干戈をうごかざるゝも、弓矢をさめらるゝが天の命にまかせ、人の望みにまたおはせ給ふべかりことにはや。つひにしては繼躰の道も正路にへり、御子孫の世に一統の聖運をいらぬれば、御本意のいまだ達せぬるよばあらざれど、一旦もししませ給ひしこと口惜くはべれ。

第八十五代、後堀河院、諱は茂仁、二品守貞親王後醍醐天皇の御子に後醍醐天皇と申す第三の子、御母を北白河院藤原の陳子、入道中納言基家のむすめなり。入道親王は、高倉第三の御子、後鳥羽同胞の御兄、後白河の御らびに

れたまひし御ことなり。承久に事ありて後鳥羽の御なぐれの外、この子ならして、皇胤まよしませず。よりにこの孫王を天位につけてまひつる。入道親王尊号ありて、太上皇と申して、世をまらせたまひぬ。追号の例は、文武の御父草壁の太子を長岡の天皇と申し、淡路の帝御父舍人の親王を、盡敬天皇と申し、光仁の御父施基の王子を、田原天皇と申せり。早良の廢太子は、怨靈をやめられむとして、崇道天皇の号をおくらる。院号ありしことハ、小一條院がましける。この天皇辛巳のとし即位、壬午に改元、天下をまめたまふこと十一年、太子にゆづりて尊号例のごとし。しばらく政をしらせたまひしが、二十一歳にて世をいやくたせしむ。

第八十六代、四條院、諱は秀仁、後堀河の太子、御母藻壁門の藤原の躰子、攝政左大臣道家のむすめなり。壬辰のとしをくみ癸巳に改

元例のごとし。一とせばありありて、上皇のくれたまひしめば、外祖にて、道家の大臣王家の權をとりて、むろしの執政のごとくにありし、東國にあふきし征夷大將軍賴經も、この大臣の胤子なれば、文武ひとつにて權勢にハしけるとぞ。天下をさめたまふ事十年、俄に世をばやくしたまひき。十二歳にましくき。

○この世とは結とか終にどかどくべし  
○うつらひとはうつるの延音なり

第八十七代、第四十六世、後嵯峨院諱は邦仁、土御門院第二の御子、御母ハ贈皇太后源通子、贈左大臣通宗のむすめ、内大臣通親の孫女なり。承久のみだれありし時、二歳にならせたまひけり。道親の大臣の四男大納言通方、父の院にも御傍親、贈皇后にも御ゆかりしめば、收養し申して、おくしたきたてまつりき。十八の御年にや、大納言ごへ世をばやくせしめば、いと無頼になりたまひて、御祖母承明ニ院になんうつるいましくける。二十二歳の御とし

○連枝の御子は孝經  
○無推連枝とあり兄弟をいふなり

○かの御子は履徳の御子  
○皇成王をさしたるなり

○土御門院御兄は藤弟の御子なり

○おだしくはなせやかなるをいふなり

○本所は御主の御子なり

春正月十日、四條の院にはかに晏駕、皇胤もなき、連枝の御子もましまさず、順徳院ぞいまだ佐渡にたまひし。入道豐政道家の大臣、かの御子の外家におはししめば、此御流を天位につげたてまつり、もとのまゝに世をしらんとたれはれけるにや、そのたれもむきをたほせつめはしけれど、鎌倉の義時が子泰時は、おらひ申して、この君をすゑたてまつりぬ。まことに天命なり、正理なり。土御門院御兄にて御こゝろは、つれだしく、孝行もふかく聞ひさせたまひしめば、天照大神の冥慮に代つて、はからひ申しけるもこと、わりあり。大かた泰時こゝろ正しく、政すなほにして、人をハツミものよぞでらず、公家の御ことをたもくし、本所のわづらひをとめしめば、風の前よ塵なくして、天の下をなほちしづまりき。おきて年代を



○徳政を先とし云々元  
 宗徳政とい仁徳の政を  
 いふなりこれよりして  
 足利義隆の政の命令を  
 出して公より貸附けを  
 免じたることを元利すべ  
 る徳政たることをこれに  
 政に似たることをこれに  
 ようて民間の貸附けを  
 つみせらるる故に其實に  
 徳政なり  
 ○法式をかたすとい  
 ふは貞永式百五十一條  
 なをとりて法を嚴  
 かにせしなり  
 ○七代は徳政、泰時、經  
 時、時宗、時義、時房、時  
 高、時隆といふ、かくて  
 高時に至りてはひたり

ひをぬしこと、ひとへに泰時の力とぞ申たつふめる。陪臣として  
 ひをしく權をこころことは、和漢兩朝に先例なき。その主たり、頼  
 朝すら二世とばすきを。義時いひなる果報に、はひらざる家業  
 を初めて、兵馬の權をこれるためしまれなることにや。されどこ  
 となる才徳はきこひき。また大名の下にほこることろやありけ  
 ん、中ふたとせばひりぞありし。身まひりしむとの泰時あひつ  
 きて徳政をこころし法式をのたくせり。おのれが分をはひるの  
 みならず、親族ならひにあらゆる武士までもいましめて、高官位  
 をのづむものなかりき。その政次第のまゝにおとろへつひに滅  
 びぬるは天命のさばるすおたなり。七代まで保てることを、彼が餘  
 薫なればうらむるところなしといひつべし。たよと保元平治よ  
 り此のたのみだりおはしきに、頼朝といふ人もなく、泰時といふ

ものなからましのば、日本國の人民いひなりなかりし。このいは  
 れをよくしらぬ人を、ゆゑもなく皇威のたとろへ。武備のちちに  
 けることもへはあやまりあり。所々に申はへることなれど、天  
 日嗣を御護にまひせ、正統にひらせたまふにとりて、用意ある  
 べきことのはづるなり。神は人をやすくするを本誓とせり。天下  
 の万民はみな神物也。君は尊くましますと、一人をたのしむしめ。  
 万民をくるしむることは、天もゆるさま。神もいとひせぬは  
 れなれば、政の可否にしたひひて、御運の通塞あるべしとみおぼ  
 へるべし。まして人臣としては、君を貴び、民をあられび、天に背ぐ  
 くまり地にぬきあるべし。日月の照を仰ぎても、こころのきたな  
 くして光よあたらざらんことをなれ。雨露のほどこそ見ても  
 身のたゞしむらぎしてめぐるみれんことをひり見るべし。朝

夕に長田狹田の稻のたねをくふるも皇恩なり。晝夜生井榮井の水のながれをのむも神徳なり。これをたもひられずあるにまかせて欲をばさむまよし私を公として公をわするることあるならば世にひらき理りはつし。らんや國柄を仁にあたり、兵權をあつむる人として、正路をばさむらんよれきてはらしてその運をまたくすべき。泰時おむしをたもふにはよくまことあるところありけん。し子孫はまほのころあらじなれど、あたしくしげる法のまゝにたこなひければ、およはせなむ世をもむねしにこそ。異朝のことは亂逆よきて紀なきためしにほければ、例とするにたらせ。我國は神明のちひひちむくして、上下の分さたまれり。しむ善惡の報いあきらむに因果のことわりむなしむらむ。むつとほむらぬことよもなれ

○奇瑞とは石清水に逢られ通夜ありけるに環上ありて御告げありし事をさすにや  
○告文は御願文の事なり

ば、近代の得失を見て、將來の鑒戒とせらるべきなり。そもくこの天皇の正路にかけり、日嗣どうけたまひしをきだちておまごま奇瑞ありき。また土御門院阿波の國にて告文をいせまして、石清水の八幡宮に啓白せさせたまひける。その御本懐すゑとほりにしむば、ままぐ御願をばたされしもあはれなる御事なり。つむに繼躰と主として、このすゑならぬばよしとまご。壬寅のとし御即位、癸卯の春改元、御身をつゝみたまひければにや、天下をたごめたまふこと四年、太子をさなくましくしむども、讓國あり、尊号例のごとし。院中にて世をしらせたまひぬ。御出家のちもむはらせ、二十六年ありしむば、白河鳥羽よりこなたには、おだやかにめてたき御代なるべし。五十三歳たましくき。

第八十八代、後深草院、諱は久仁、後嵯峨第二の子、御母を大宮院藤

○嫡子 異本嫡子に作る  
○后腹の長子 御深草  
天皇の皇后藤原嫡子の  
長子に於はします

寛治元年  
原の嬉子、太政大臣實氏のむすめなり。丙午のとし四歳よて即位、  
丁未に改元。天下をたさめたまふこと十三年。后腹の長子まゝく  
ししおども、御病おはしましければ、同母の御弟恒仁親王を太子  
にたて、讓國尊号れいのごとし。伏見の御代に於、しばらく政を  
しらせたまひまじも、御出家ありて、政務をば主上にゆづり申させ  
たまひぬ。五十八歳たましくき。

○兄弟の御あはひは  
御深草と龜山となり此  
より兩統和等ハれしか  
は貞時二帝の胤十年毎  
に互に立ち給ふべきこ  
とになし給ひ後深草の  
後を明院の胤といひ  
龜山の後を大覺寺の派  
といふなり

第八十九代第四十七世龜山院諱は恒仁、後深草院同母の御弟な  
り。己未のとし即位。庚申に改元。この天皇を繼躰とればさめしお  
きてけるにや、后腹に皇子うまれたまひしと、後嵯峨とりやしな  
ひまして、いつしか太子に立たまひぬ。後深草と申し、の御子も、さ  
きだちてうまれたまひまじも、ひきこされまじにき  
皇の御子に伏見御とし後嵯峨かくれさせたまひてのち、兄弟の御あはひに  
正元元年十一月  
文應元年  
後嵯峨帝  
後宇多天皇

○大宮院は嬉子なり

○信子 異本嬉子、敬  
子、實子、供子等に作れ

○元帝は姓を奇温といひ  
いひ名を忽或烈といひ

あらそはせたまふことありければ、關東より母儀大宮院にたづ  
ぬ申さけるに、先院の御素意は、當今にまゝますよしとせほせつ  
かはされければ、ことさだまりて、禁中にて政務をさせたまひぬ。  
天下をたさめたまふこと十五年、太子にゆづりて尊号れいので  
とし。院中にて十三年まで世をしらせたまひぬ。ことあらたま  
りにし後御出家、五十七歳たましくき。

第九十代第四十八世後宇多院諱は龜山の太子、御母は皇  
后藤原の信子院と申す。左大臣實雄のむすめなり。甲戌のとし即位。乙  
亥に改元。丙子のとし、もろこしの宋の幼帝德祐二年にあたる。今  
年北狄の種蒙古おこりて、元國といひしが、宋の國を滅ぼせり。  
蒙古の軍はほくの船をそろへて、わが國をたかせり。筑紫にて大

○大風の起りしは弘安四年閏七月一日なり

○遊義門院は後宇多院の皇子なり早世せしよし

いに合戦あり。神明威をあらわしかたちを現じてふせがれけり。大風俄におこりて、數十万艘の賊船みな潦倒破滅しぬ。末世といへども、神明の威徳不可思議なり。誓約のかはらさるること、これにてたしはるべし。この天皇天下をおさめたまふこと十三年、たもひのほかにのびれましくして、十余年ありき。後二條の御門立たまひしかば、世をいらせたまひぬ。遊義門院がくれまして、御歎のあまりにや、出家せさせたまひぬ。前大僧正禪助を御師として、宇多圓融の例により、東寺にて灌頂せさせたまひぬ。めづらかに尊き事侍りき。その日は後醍醐の帝、中務の親王として、王御の座につかせたまひしき。たゞ今のこゝちがしはべる。のち二條がくれさせたまひしのも、いとゞ世をいとばせたまひぬ。嵯峨のれく大覺寺といふところに、弘仁寛平のむかし御あことたづねて、御

寺などあまた立てぞおこなはせたまひし。そのうち後醍醐の帝位につきましくしめば、またしばらく世をいらせたまひて、三年ばかりありてゆづりましくき。大かたこの君を中古よりこなたには、ありがたき御ことゝ申はべるべき。文學の方も後三條のうちには、おほどの御才きこえさせたまはざりしにや。寛平の御誠には、帝皇の御學問は、群書治要などにてたりぬべし。雑文につきて政をさまたげたまふなど見わたるにや。されど延喜、天曆、寛弘、延久の帝は、みな宏才博覽に諸道をもいらせたまひ、政事もあきらかにましくしめば、まづ二代はことふりぬ。つきては寛弘延久をぞ、賢王とも申める。和漢の古事をいらせたまはぬば、政道もあきらかにならず、皇威もゆるくなりたまれる理なり。尙書に堯舜禹の徳をほむるには、いにしへに若稽といふ、傳説も

○古に若稽云々この句は尙書の堯舜禹大禹の徳に見えたり

○古を師とせしめて  
命の精に見ゆこの説曰  
事不師古以克永世匪説  
故師とあり 吳本王守澄  
○元士良 吳本王守澄  
に作る

○全經の書は唐の書  
禮樂春秋の六經とい  
ひ、三史は史記と前  
漢書と後漢書と云ふ

般の高宗とせしへたるには、事古を師とせずして、世みなむきこ  
とい、説もきりやうとてころなりとあり。もろこしに元士良とて近  
習の官者にて、内權をとり極めたる奸人なり。その黨類よをしへ  
けるは、人主に書を見せたてまつるな、はかなきあそびたはふれ  
として御こころをみだるべし。書を見て道をしりたまはば、わが  
ともむらばうせぬべしといひけり。今もありぬべきことよや。寛  
平の群書治要とて宣ひける。部せばきに似たり。たゞこの  
書は、唐の太宗時の名臣魏徵をして、えらばせられたる五十卷の  
中よ、あらゆる經史諸子よての名文をのせたり。全經の書三史等  
とぞ、常々人はよみなむ。この書にのせたる諸子などは、見るもの  
すくなし。ほゞく名をだにしらぬたぐひもあや。まして万機を  
しらせたまはんに、これまでもなばせたまふことよしなるべ

○周易の深き道云々  
田氏家集に寛平元年十  
月九日御覽賜。三年十  
六月十三日御覽賜。博士善  
愛成把卷奉授云々を見  
ゆ。善愛成とは善通愛  
成のことなり

きにや。本經等とせしめしすまてはあふるらす。すてに  
雜文とてあれば、經史の御學問のうへに、この書を御覽じて、諸子  
等の雜文まであくともの御こころなり。寛平はことにひろくま  
なばせたまひければにや。周易のふむき道とも、愛成といふ博士  
にうけさせたまひき。延喜の御こと左右にあたはず。菅氏輔佐し  
たてまつられき。そのうち紀納言善相公等の名儒ありしむば、  
文道のさかりなりしことも、上古にたよべりき。此御誠につきて  
天子の御學問とてなくとものと申人の侍る。あたましき事なり。  
何事も文の上にて、よく斷簡あるべきをや。この君在位にて、政  
事とせしめたまはき。院にても十餘年閑居し給へりしむば、稽古  
にあきらむに、諸道とせしめたまふなるべし。御出家の後もねん  
ころにたはせましくき。上皇の出家せさせたまふ事は、聖

○龜山の下一本後字多  
の三字あり

○阿闍梨と阿闍梨奈  
の時にて執事と阿闍梨師  
の時と

○後醍醐の御門云云と  
は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と

武孝謙平城清和字多朱雀圓融花山後三條白河鳥羽崇徳後  
白河後鳥羽後嵯峨後深草龜山にましましき醍醐一條は御病  
おもくなりてみせさせたまひし。おやうにあまた聞えさせし  
ど戒律と具足し始終かくる事なく密宗をきはめて大阿闍梨  
とさせさせたまひし事いとありがたき御事なり。この御すま  
に一統の運をひらがる有徳の餘薫とがれもひたまへる。元亨  
のすま甲子六月に五十八歳にてかくれましき。  
第九十一代伏見院諱は熙仁後深草第一の子御母は玄輝門院藤  
原信子左大臣實雄のむすめなり。後嵯峨の帝繼體をば龜山とた  
ぼしめしきだめければ深草の御なごれいひとたぼしき。龜  
山弟順の儀をおぼしめしけるにや。この君を御猶子にして東宮  
にすまたまひき。そのうち御こころもゆひとあしきまなること

○あしきまなる事さへ  
いできて云々とは帝  
勅其時曰龜山之在位  
承久事終有所謀而不  
發立其後也  
○知らず知らずは政  
をいふなり

○阿闍梨の御門云云と  
は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と  
龜山は後醍醐の御門云云と

さへ出きて踐祚ありき丁亥のとし即位戊子に改元東宮にさへ  
この天皇の御子あたたまひき。天下をおとめたまふこと十一年、太  
子にゆづりて尊号れいひのことし院中にて世をいらせたまひし  
おほどなく時うつりにしごと、中六とせばかりありて、又世を  
りたまひき。關東の輩も龜山の正流とうけたまへることばしり  
はべりしごと、近ごろとなりて世をうたがはしくおもひければ  
にや、兩皇の御なごれと、おぼはるくすゑ申さんと相えあひひ  
りとなん。のちに出家せさせたまひぬ。五十歳にましき。  
第九十二代後伏見院諱は胤仁伏見第一の子御母は永福門院藤  
原鐙子入道太政大臣實兼のむすめなり。實の御母を准三宮藤原  
の經子入道參議經氏の女なり。戊戌のとし即位己亥に改元天下  
ととめたまふこと三年、推護のことあり尊号れいひのことし。正

和のころ父伏見帝上皇の御ゆづりにて世をしらせたまひぬ。時のみ  
花園帝かどは御弟となれど、御猶子の義なりとぞ。元弘世の中みだれし  
とき、またしぼしくしらせたまひぬ。ことあらたまりてもがいら  
ず都よすませしも、出家せさせたまひて。四十九歳にておくれさ  
せましくさぎ。

○かくれさせ云々建武  
三年四月六日持明院殿  
にてかく給へるなり

○深注本に第九十四代  
天皇とあり注に花園院  
父号花園院とあるされ  
たり二條帝廟立後伏見  
之弟是為花園帝とぞ

第九十三代、後二條院、諱は邦治、後宇多第一子、御母は西華門院源  
の基子、内大臣具守のむすめなり。辛亥正安三年のとし、即位、壬寅に改元、天  
下をたさめたまふこと六年ありて、世どはやくしたまひき。二十  
四歳にましくさぎ。

第九十四代、花園天皇、諱は富仁、伏見第三子、御母は顯親門院藤原  
季子、左大臣實雄の女なり。戊戌建慶元年の年即位、改元、父の上皇世をしら  
せたまひしが、御出家の後、ハ御ゆづりにて御兄の上皇後伏見帝とらせ

○諡とよはせしをニホノオホ  
とよひてことにて天子  
崩し給ひて上新帝より  
下麻入に至るまで國中  
悉く哀に居る稱なり日  
本古制にて六十三年箇月  
と想はる支那にては満  
二年即ち三年目とすは  
○世中あらたまりては  
元弘の乱をさしたるな  
り  
○五十一歳以下十字一  
本になし

子伏見の義とぞ。例なきことなり。天下をたまふこと十一年に  
てのがれたまひき。尊号例のごとし。世の中あらたまりて、出家せ  
させたまひき。五十一歳にましくさぎ。

第九十五代、第四十九世、後醍醐天皇、諱は尊治、後宇多第二の御子  
御母は淡天門院藤原忠子、内大臣師繼のむすめ、實は入道參議忠  
繼のむすめなり。御祖父龜山、後宇多世をしらしめさすなりにし  
と、たひぐ、關東に仰たまひしが、天命の理りかたじけなくれ  
それにもひければにや、俄に立太子のきたありしに、龜山はこの  
君をすゑたてまつらむとればしめして、八幡宮よ告文をおさめ  
たまひしが、一の御子後二條天皇したるゆゑなくて、すてられがたき御  
事なりければ、後二條ぞ居たまへりし。それどのちの宇多の御と

○八幡宮は山城國なる  
石清水の八幡宮といふ  
○告文とは神に向つて  
宣く給ふ言をいふなり

○儲君のさだめありしに、皇太子邦良承其後、山上皇太子立之、是為此帝。使監其太子也。

○結縁の病は、兩膝腫れ、痛みの如く、細く、以てし、かゝる病を、○ゆゆしきとは重大なることにて、大なることからをさすなり。

くつろぐも、後、御元服ありて、村上の例より、太宰の帥にて、節會などに出させたまひき。のち中務の卿を兼せさせたまひぬ。後二條世をばやくしましめて、父の上皇なげめさせたまひし中にも、よろずこの君にぞ、委附し申させたまひける。やめて儲君のさだめありしに、後二條の一の御子邦良の親王居たまふべきかと聞ひたまひ、たゞしめすゆきありとて、この親王を太子にたてたまひき。この一の御子にぞ、なごまさせば、御子の儀にて傳へさせ給へし。若邦良の親王早世の御事あらば、この御子も繼躰たるべしとぞ、しるしおほせましくける。この親王鶴膝の御病ありて、あやうくたゞしめしけるゆきなるべし。後宇多の帝こそ、ゆしき稽古の君にましくしよ、その御跡をばよくつぎ申させたまひり。あやうくましくの道とこのみしらせたまふことあり

○灌頂とは、佛門に入るに、頭の水をそそぐことなり。

○結縁とは、釋道と結縁するをいふことなり。此の邊に縁と結みこむことなり。

り、たきほどの御事なりけんがし。佛法に御こゝろをこぼさず、くつ、ひねと真言をならはせたまひぬ。はじめは法皇にうけまことくける。のちに前大僧正禪助に許可までうけたまひけるとぞ、天子灌頂の例に、唐朝にも見え侍り、本朝にも清和の御時、禁中に慈覺大師灌頂されこなはる。主上をばじめまつり、忠仁公など、うけられたり。これ、結縁の灌頂かとぞ申める。此たびはまことの授職とおぼしめしにや。されど猶許可にぞたまひきとぞ。それならず、また諸流をうけさせたまひき。また諸宗をもすてたまはず、本朝異朝禪門の僧徒までも、内にめしてとぶらはせたまひき。すべて和漢の道に、ね、明らひなる御事は、中ごろよりの代々に、いこえさせましくけるにや。戊午のとし即位、己未の夏四月に改元、元應と号せり。はじめつきたは後宇多院の御まつりこ

文治二年二月廿六日

三年四月廿八日改元



○元亨二年三月長親  
王崩れ給へるなり

○東宮かくれたまふと  
は嘉祥元年三月長親  
王崩れ給へるなり

○御宇多院の崩御は元  
亨四年六月廿五日なり  
○東宮の方にはさふらふ  
人々は藤原経国源有忠  
藤原教定等をさして  
ふなり

○そのまはは御なか  
らひあしくなりて物に  
かきだつやうなふらに  
なるをいふ

○使節の藤原定房なり

○公家の云々は朝廷に  
て政を執りたまふをい  
ふ

○御宇多院の崩御は元  
亨四年六月廿五日なり  
○東宮の方にはさふらふ  
人々は藤原経国源有忠  
藤原教定等をさして  
ふなり

○そのまはは御なか  
らひあしくなりて物に  
かきだつやうなふらに  
なるをいふ

○使節の藤原定房なり

となりしを中二とせばありたりて、ゆづり申させたまひしを  
れよりふるまひごとくに記録所におれてつとにたき夜はに  
おほまごもりて、民のうれへをさしめたまひぬ。天下こそりて  
これをおふぎたてまつる。公家のふるまひ御政にまつるべき世に  
ころとたおきしやしきも、おぬてうたひは入りき。お入りしほ  
とに、宇多院のくれさせたまひて、いつとも東宮の御方にさふら  
ふ人々をばくに聞えしむ。關東に使節を遣はされ、天位をあら  
そふまごの御中らひになりなき。あづまにも、東宮の御事をひき  
たて申す輩らありて、御いさごほりのえじめとなりぬ。元亨甲子  
の九月のすあつきた、漸事あらはれにしむと、大方はことなくてや  
こなふ中に、いふおひなき事出きにしむと、大方はことなくてや  
みぬ。そのしほらほとなく東宮のくれさせたまひき。神慮にもおなはず。

○上達部は三位以上及  
び清華の人をいひ、上  
のものを殿上人とい  
ふなり

○東宮位に即かせ給ふ  
云々高時通貞藤及安達  
高景立景仁即位は為光  
殿帝と云

○藤原國はつらしめ  
まします云々元弘二年  
精光殿帝即位帝子隆敏  
とあり

祖皇の御いましめにもたごはせたまひけりとぞたほえし。今こ  
そこの天皇、うたごむなき繼統の正統にさだまらせたまひぬ。さ  
れど坊には、後伏見第一の御子量仁の親王居させたまひぬ。お  
て元弘辛未の年八月に、にはおに都を出させたまひ、奈良の方に  
臨幸ありしむ。そのところよろしむらて、笠置といふ山寺の邊  
に行宮をしめ、御こゝるさきあるつゝ、いものぞめしあつめらる。た  
びく合戦ありしむ。同九月に東國のいこをたほくあつまりの  
ぼりて、ことおたくなりければ他所にうつらしめたまひしに、た  
もひのほひのことらきて、六波羅とて、承久よりこなたしめた  
る所にみゆきなる。御供にはべりし上達部上のものことども、あ  
るひはとられ、あるひはしのびおくれたるもあり。おくて東宮位  
光嚴帝  
元弘二年  
についで給ひぬ。次の年の春隱岐の國にうつしめさせたまひし。

○備兵云々楠正成徳色  
兵部子藤原赤松則時  
起源千原赤坂吉野白旗  
延喜時延慶子時治とぞ

○よりよりうち出云々  
は時々打出でければと  
いふなり

○御志ある輩は赤松則  
村をさしていふなり

○告文は即ち越前文な  
り  
○冥見とは神の御覽め  
るをいふことなり

御子たちも、あなたをなたにうつされたまひしに、兵部卿護良の  
親王が山々をめぐり、國々をもよほして、戦兵をおこさんとくわ  
だてたまむける。河内の國に楠の正成といふものありき。其こゝ  
ろざしふかゝりければ、河内と大和とのさかひに、金剛山といふ  
ところに城をかまへて、近國をわがしむらひしは、東より諸  
國の軍をおつめてせめしむ。かたく守りければ、たやすくおと  
すにあたえず、世の中みだれ立よし次元弘三年のとし癸酉の春、しのびて  
御船に奉りて隱岐を出て伯耆につかせたまひぬ。その國よ源長  
年といふ者あり。御方にまありて船上といふ山寺に、のりの宮を  
たててぞすませたてまつりける。かのあたりの軍兵、しばらくは  
さほひて襲ひ申けれど、みななびき申ぬ。都らひき所々にも、御こ  
ゝろざしある國々の兵、よりこゝち出づれば、合戦したひぐ

になりぬ。京中さわがしくなりて、上皇も新主も六波羅にうつり  
たまひき。伯耆よりも軍をさしのばせらる。こゝに畿内近國にも  
御こゝろざしあるともおら、八幡山に陣をとる。坂東よりのぼれ  
る兵の中、藤原の親光といふものも、かの山にはせくはりぬ。つ  
きぐ御方にまある輩はほくなりけり。源高氏ときこひしは、  
むかし義家朝臣が二男、義國といひしは後胤あり。かの義國が  
孫なりしが、義氏は、平義時朝臣の外孫なり。義時等が世となりて  
源氏の号ある勇士には、こゝろをおきければにや、たしすべたる  
やうなりしに、これを外孫なれば、とりたてて領するところなど  
も、あまたはからひおき、代々になるまでたてなぐさのみあり  
き。高氏も都へさしのばせられけるに、うたがひそのおれんとに  
や、告文を書れきて進發しける。これを冥見ともいひみず、こ

○御方に志ある輩は  
逆士兵數千人幸徳山皇  
子守其夾路而陣といふ  
ぞとしたりなり

ゝるもばりして御方にまゐる。官軍力をえしむるに、五月八日の  
ころにや、都にある東軍みなやぶれて、あづまへこころざしてれ  
ちゆきまに、後伏見花園光嚴兩院新帝おなじくみゆきあり。近江の國馬場といふ  
ところにて、御方にこころざしあるともおぼらうちいでにければ  
武士はたゝふまてもなく、おほくは自滅しぬ。兩院新帝は都に  
かへしたてまつり、官軍これを守り申しき。かくて都より西さま  
ほどなくしづまりぬときこえければ、還幸せさせ給ひぬ。まこと  
にめづらひなりしことになん。東にも上野の國に源義貞といふ  
者あり、高氏の一族なり。世のみだれにおもひたこし、いくばくな  
らぬ勢にて、鎌倉にうちのぞみけるに、高時等運命きはまりに國  
々の兵つきしたがふこと、風の草をなびかするも如くして、五月  
の二十二日にや、高時をばじめとしてたほくの一族みな自滅し

○符契を合する云々わ  
りふを合することのや  
うなことをはらさうし  
にといふ意なり

てければ、鎌倉またたいらぎぬ。符契を合することなかりしに  
筑紫の國々、陸奥出羽のわくまでも、おなじ月にぞしづまりにけ  
る。六七千里の間一時におこりあひまに、時のいたり運の極まり  
ぬるは、おこることにこそと不思議にもはべりしものかな。君ハ  
おくともしらせたまはず、攝津國西の宮といふところにてぞ、き  
かせましくける。六月四日東寺にいらせたまひぬ。都にある人  
々まありあつまりしおば、威儀をととのへ、本の宮に還幸たま  
ひき。いつし、賞罰のさだめありしに、兩院新帝をばなだめ申た  
まひて、都にすませましくけり。されど新帝は僞主の儀にて正  
位にはもちひられど。改元して正慶といひしをも、本のごとく元  
弘と号せられ、官位昇進せしともおぼらう、みな元弘元年八月より  
さきのまゝにてぞありし。平治よりのも、平氏世をみだりて二十

○宗廟とは伊勢の天照大神の文しませし殿をいふなり

○源家公は親務卿の男なり

六年、伊弉諾文治代はじめ頼朝權を専らにせしより、父子あひつぎ三十七年、土御門承久に義時世ととり行なひしより百十三年、すべて百七十余年の間、公家ねほやけの世を一つにしらせたまふことたえにしに、この天皇の御代に掌をかへすよりもやすく、一統したひぬること、宗廟宗廟の御はからひも時節ありけりと、天下こそりてぞあふぎたてまつりける。元弘三年ねなじき年の冬十月に、先、あづまの奥のしづめらるべしとて、参議右近衛中將源顯家卿を陸奥の守になしてつかはさる。代々和漢の稽古をわざとして、朝家につかへ、政務にまじはる道とのみこそまなびはべれ。東途の方にもならず、武勇の藝にもたづさはらぬことなれば、たびくいなみ申しかど、公家すてに一統しぬ。文武の道ふたつなるべからざむむしは皇子皇孫もしは執政の大臣の子孫のみこそ多くは軍の大將にもと

○兩國は國邊を出入せしなり

○すするに云々何故ともなく心通みていふなりと云々のにむかひくは不費の文字をむつるなり

れし、今より武をかねて蕃屏たごはしと、おほせたまひて御みづから旗の銘をいしめたまひ、さまの兵器をい下したまはる。任國にれむくこととたひてひさしく成にしがばふるき例をたづねて罷申すの儀あり。御前にめし敕語有て、御衣御馬などをたまはりき、なほれくのむかためにと申うけて、御子親王と一所ともなひたてまつる。むけまともこし後村上天皇今上皇帝の御事なれば、こまかにはしるまぜず。この國につきよければまことにおくの方ぎも兩國をむけて、みななひきしたむひにけり。同十二月左馬頭源直義の朝臣、相模守を兼して下向せり。これも四品上野の太守成良親王ともなひ奉る。この親王のちにしばらく征夷大將軍を兼せたまひぬ。直義は高氏が弟なり。ともく、この高氏、御方にまぬれりともその功は、まことよしむるべし。すするに寵幸あ

源朝臣の御事



○垂拱は天子を垂して  
5でぐみして自分自身  
に政事をあつかひする  
をいふ

○三公は太政大臣左右  
大臣といふ  
○諸司の一分は史生を  
いふ即ち諸司の下官な  
り元來一分の名のおん  
より出でつるなり

○名器は云々名は  
五位六位をいふ官位  
をいひ器は其官に著  
る服をいふなり  
○人にかきさすはむや  
みに興ふべからずとい  
ふことなり  
○戸祿は官位といはむ  
がせし

○凱旋は師勝之樂也  
とありて凱陣を凱ふの  
日といふなり  
○一任は五箇年の職  
守の任期最初は六年  
なりしを文武天皇の  
三年にいたりて四年  
に改めたるしかりて  
隆天の六年とす字二  
に六年とす字二の  
後國の遠近により四  
五年の定はたりなり  
○受領は國司にて地方  
の長官をいひたるなり  
元來受領地の職より  
出でつるなり  
○檢非違使は非法を檢  
察する職にして嵯峨を  
皇の御代に始めてお  
れしなり

道あり。一にはその人をゆるびて官に任ぜ官その人ある時は君  
を垂拱してまします。されば本朝にも異朝にも之を治世の本と  
す。二つには國郡をあたたくしにせず。あつとこるものならずその  
理のまゝにす。三つには功あるをばいならず賞し罪あるをばい  
ならざる罰す。これ善をすゝめ惡をこらす道なり。これに一つもた  
おふを亂政とはいひり。上古には勳功あればとて官位をすゝむ  
ことはなかりき。つねの官位の外に勳位といふしなをとおきて一  
等より十二等まであり。無位の人おれど、勳功たかくて一等にあ  
おれば、正三位の下從三位の上につらなるべしとぞ見れたる。ま  
た本位ある人の、これを兼たるものあるべし。官位といへるは、上三  
公より諸司の一分にいたる。これを内官といふ。天文にかたどり、  
地理に法とり、おのくつゝめとどる方あれば、その才なくてハ任

用せらるべしとらざることなり。名と器とは人にあはさずともいひ、  
天のつゝめき人にその代るともいひて、君のみだりにとつくるを  
謬擧とす。臣のみだりにうくるを戸祿とす。謬擧と戸祿とは國家  
のやぶるゝ階、王業のひさしめらざる基なりとす。中古となりて  
平の將門を追討の賞にて、藤原秀郷正四位下に叙し、武藏下野兩  
國の守とらね、平の貞盛正五位下に叙し、鎮守府の將軍に任ぜり  
安倍の貞任奥州をみだりしと、源の賴義の朝臣、十二年までにはた  
ゝひて、凱旋の日正四位下に叙し伊豫守に任ぜり。いれらその  
功たかしといへども、一任四五ヶ年の職なり。これなほ上古の法  
にハいはれり。保元の賞にハ、義朝左馬頭に轉じ、清盛太宰大貳に  
任ぜり。このほか受領檢非違使になれりものあり。この時やすで  
にみだりおはしきはじめとなりにげん、平治よりこのかた、皇威

このほめれとるべぬ。清盛天下の權をぬすみ太政大臣にあり  
 り子ども大臣大將になりしうへは、いふにたらぬことにや。され  
 ど朝敵になりて、やめて滅せしむばのちの例はひきびたし。  
 頼朝はさらに一身のちからにて、平氏の亂をたいらげ、二十余年  
 の御いきどほりをやすめたてまつりし。むかし神武の御時は、宇  
 麻志麻手命の中州をしづめ、皇極の御宇に、大織冠の蘇我の一門  
 をほろぼして、皇家をまたくせしよりのちには、たぐひなきほどの  
 勳功にや。それすら京上りの時、大納言大將に任せられしとば  
 いたくいなみ申けるぞ。たしてなきれにけり。公私のおさはひに  
 やはべりけん、その子にかれがあとなれば、大臣大將になりてや  
 おてほろびぬ。さらに跡といふものなし。天意にはたごひにけり  
 とみたり。君もかゝるためしをばじめさせたまひしによりて、

の近き皇孫 經基は貞  
 純の孫に當れば、清和  
 天皇の孫に當れば、承平  
 天皇の孫に當れば、平  
 承平の孫に當れば、平承  
 平の孫に當れば、平承平

大功なきものまでもみなかゝるべきこととおもひあへり。頼朝  
 は我身かゝればとて、兄弟一族をばいたくおとへけるにや。義經  
 五位の檢非違使にてやみぬ。範頼が參河守なりとて、頼朝拜賀の  
 日、地下の前庭に召加へたり。とごころ見ひければにや、この  
 両弟ともつひにうしなひにき。さならぬ親族もおほくほろぼさ  
 れしは、とごりのをしとふせきて、世をもしとく。家をもしづめ  
 むとにやありけん。先祖經基はちかき皇孫なりしゆと、承平の亂  
 に、征東將軍忠文の朝臣が副將として、かれが節度をうく。それよ  
 り武勇の家となる。その子滿仲より、頼信、頼義家相續て、朝家の  
 かためとして、ひきしくめしつゝおはる。上にも朝威をしく、下に  
 もその分に過ずまて、家を全くとはべりけるにこそ。爲義にいた  
 りて、亂にくみして誅にふし、義朝また功をたてんとてほろびに

○格條は格條の用道  
の孫なり

き。先祖の本意にそむきけることはうたがひある。さればよく先  
蹤ぞわきまへ、得失をかんがへて、身と立家とをたたくするこそ  
しこそ道なれ。ねるひなるたぐひは、清盛頼朝が昇進をみてみな  
あるべきことしおもひ、爲義義朝の逆心を好して、ほろびたるゆ  
ゑを知らざ。近ごろ伏見の御時源爲頼といふそのこ、内裏にまゐ  
りて自害したりしが、かねて諸社にたてまつれる箭にも、その夜  
射ける箭にも太政大臣源爲頼と書たりしいとをいしきことに  
申めれど、ひとのこころのみだりゆくすむたは、これよてれしを  
かへし、義時などは、いもほとあもよんやありけん、これを正  
四位下左京權大夫にてやみぬ。まして泰時の世になりては、子孫  
のすゑをいけて、よくれきて置ければにや、滅まよんがうつひに高  
官よのぼらば、上下の禮節をみだらず、近く進貞といひしもの、吹

○先德行をつくす云々  
選叙令に凡應選者皆審  
状、能辨之日先德  
行、德行同取才用者、  
才用同取考考多者、見  
えたり  
○四德 考令に際  
有問者、爲一德、清慎  
若者、爲一德、公平可稱  
者、爲一德、格勸解者  
爲一德、見たり  
○格條とは格條をさす  
なり

嘘によりて、修理大夫になりしをだに、いもんと申ける。いもこと  
にその身もやめてうせはづりにき。父祖のおきてにたがふを、家  
門をうしなふ事なり。ひとはむかしをわするものなれど、  
天は道とうしなはざるべし。さらばなど天は正理のまゝにはた  
こなはれぬ、といふことうたがはしけれど、人の善惡を身づから  
の果報なり。世のやすらざるは時の災難なり。天道も神明もい  
かにともせぬことなれば、邪なるものはひきしらざしてほろび  
みだれたる世も正にいへるは古今の理なり。これをよくわきま  
へ知るを稽古といふ。人をいらび用ひられし日は、先德行をつく  
す。德行になじければ、才用あるをもちある。才用ひとしければ、勞  
効あるとする。また徳義、清慎、公平、格勸の四善をとるとも見れた  
り。また格條には、朝に厮養たれども、ゆふべに公卿よいたるとい



ふことせしむるも、德行才用によりて、不次に用ゐらるべきこと  
 なるなり。寛弘一條帝よりあなたには、まことに才のしこければ、種姓に  
 はらぎ、將相にいたる人もあり。寛弘一條帝以來は譜第をときとして  
 その中より才もあり、徳もあり、職にかなひぬべき人をさがし  
 ければ、世のすまみだりもいさむべきことといはしめらる  
 りにやありけん。七箇國の受領を経て、合格して公文といふこと  
 かんづへぬれば、参議に任ずと申ならししたるも、白河の御時、修  
 理正顯季といひし人、院の御めのとの夫にて、時のきらなる人  
 なかりしが、此勢をつりて、参議を申けるも、院の仰せに、それ  
 物書ての上のことありければ、理にふしてやみぬ。この人は歌道  
 などほまれありしが、ばものもぬほどのことにはやはあるべ  
 き。また参議にならまじきほどの人にもあらじなれど、和漢の才

○七箇國の受領を経て  
 云々、北山抄に國司加  
 藤季、一箇國從上、三箇  
 國正下、四箇國四位、五  
 箇國從上、七箇國可任  
 三木、是皆河也を見ゆ、  
 三木とは参議の假借字  
 なり  
 ○合格とは試験をして  
 これに及第するといふ  
 なり

○譜第とは家代々のも  
 のをいふ類なり

○非重代は譜第のち  
 らぬなり

學のたらぬにぎありけん。白河の御代までは、よく官をもちくし  
 たまひけりときこえたり。あまり譜第のみとられても、賢才の  
 出こぬえとなれば、上古にたよひおたきことをうらむるやあら  
 もあれど、むむしのもよにてはいよくみだれぬべければ、譜第  
 をたもくせられけるも、理りなり。但し才もむしこく徳もあらは  
 にして、登用せられむに、人のをしりあるまじきほどの器ならば  
 今とともおもしろず、非重代によるまじきことぞたはぬハハる。そ  
 の道にあらで、一旦の勳功などいふばかりにて、武家代々の陪  
 臣ぞあげて、高官をさづけられんことは、朝議のみたりなるのみ  
 ならず、身のためにもよくつゝしむべきこととぞたはえはざる。  
 もろこしに、漢の高祖は、すゝるに功臣を大きに封じ、公相の位  
 をさづけしむば、たしてごりぬ。ごりぬればほるはず。より



○莊公とは莊國の公侯  
をいふなり

○後には白河鳥羽の  
地頭をいふ

○目代 藤本原で作  
る

○本所の領は天子の地  
と國司の守る所といふ  
それか莊國にたれると  
いふ

によせられし地をも、永の字は一代にのみきるべしとあり。後三條院の御世こそ、このつらつらとせきめせたまひて、記録所をおうれて、國々の莊公の文書をめして、たほく停廢せられしもの、白河鳥羽の御時より、新立の地いよくおほくなりて、國司のまゝとて、百分が一よなりぬ。のちまには、國司任せもむくもかくなつて、その人にもあらぬ目代をせしめて、國をせめしめば、いづれの亂國とならざらん。いはむや文治のはじめ、國に守護職を補し、莊園郷保に地頭をたかれしより、このかたは、さらにいにしへのすがたといふことなし。政道をおこなはるゝみち、ことごとくたははてにき。たましく一統の世にのみりぬれば、このたびぞふかきついでをも改められぬべかりしもの、それまでいあまさへのこととなり。今は本所の領といひし所々さへ、みな勳功に混ぜられて

○累家は時代の味を  
いふ

累家もほどほどその名ばかりになりぬるもあり。これみな功にほこれるもの、君をたてまつるによりて、皇威もいとゆるくなるもの、見たり。いればその功なしといふもの、いにしへのよりは、いさほひにある輩を名づけられために、いあるひ、本領なりとてたまへるもあり。あるひは近境なりとて望むもあり。關所を以ておこなはるゝにたらざれば、國郡につきたりき地、もしは諸家相傳の領まで、いさほひ申けりとぞ。をいあらんとして、いよくみだれ、やすみらんとして、ますますあやふくなりける。末世のいたりこそ、まことにいさほくはべれ。れよそ王土よむまれて、忠をいたし命をすつるは、人臣の道なり。いならんこれをも身の高官をいさほく入きにあらん。しめれものちの人をいげまし、その跡をあはれひて賞せらるゝを、君の御政

○前車の轍とは前に車  
の通た後には後部の  
の通た後には後部の  
筋を行ふと必ずしも

なり。下としてきほひあらそひ申すべきにあらぬにや。まして  
せる功なくして、過分の望みをいたすこと。身づからあやむじ  
はまなれど、前車の轍をみることは、まことにありがたきならひ  
なりけんし。中古までも人のまの豪強なるをばしめら  
れき。豪強になりぬれば、かならずさぶることあり。果して身を  
ほろぼし家どうしなふためしあれば、いましめらるゝも理りな  
り。鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬することと  
くむぐしといふ制符、たびくありき。源平ひさしく武をとりに  
つゝしむぐしとあるときは、宣旨をたまはりて、諸國のつは  
ものさめくぐしけるに、近代とありて、やむことたはるゝや  
らたほくなりしによりて、この制符はくだされき。はたして今ま  
ての亂世の基なれば、くむぐしひさかことになりけり。このころ

○何處とははたらく  
かいたふことなり此  
語を見たり

○雪は氷は云々易にわ  
る語にて氷は始めて  
けれども後には厚くな  
るをいふ

のことわざには、一度軍にかけあひ、あるひは家の子郎徒節に死  
ぬるたぐひもあれば、わが功におきては日本國をたもつ。もしは  
半國をたまはりてもたもつ。あつたを申め、まことにあまて  
れもふことはありしなれど、やめてこれよりみだるゝはしとも  
なり、また朝威のゆると一しをたれし、ゆるよものなり。言語  
は君子の樞機ありといひり、あつたをまに、君をいひしるよ  
き。人にたぐることはある。ゆるぬことにこそ。あまきにさるしを  
べりしごとく、またき氷は霜をふむよりいたるならひなれば、乱  
臣賊子といふもの。そのはじめこそる言葉、つゝしむぐしよ  
りいてくるなり。世の中のとらふと申は、日月のひかりのか  
はるにもあらず、草木のいろのあらたまるにもあらず、人のこゝ  
ろのあしくなりゆくを、末世とはいひるにや。むむし許由といふ

○耳をあらふといふは  
 らはしきといひておし  
 たるわきにこそ  
 ○これをつかせては  
 帝位につかせんことを  
 ききてといふなり  
 ○これをききてはこ  
 の許山の額川に耳をわ  
 らひしことをききてと  
 いふ  
 ○その人とは許由稟父  
 をいふなり

○五百九十四郡 拾芥  
 抄には六百四郡と見ゆ

人は、帝堯の國をつたへんとありしとき、潁川に耳をあらひ  
 き。巢父がこれをききて、この水をたよきたなかりて渡らず。その  
 人の五臓六腑にみえるにはあらじ、よくおもひならはせるゆゑ  
 にこそあらめ。なほゆくすゑの人のこゝろをわらひやるこそあき  
 ましけれ。大かたこれの一身は恩にほこるとも、万人のうらみを  
 のこすづきこそあきまじなり。君は万性の主に  
 てましますば、おきりある地をもちて、限りなき人にわがたせた  
 まはんことは、おきてはかりたてまつるべし。もし一國づゝとの  
 ぞまば、六十六人にてふさぎりなん。一郡づゝといふとも、日本は  
 五百九十四郡こそあれ、五百九十四人はよることおも、千万人の  
 ひとよることばじ。いはんや日本の半をこゝろをみながらの  
 ぞまば、帝王はついでにせ給ふべきにあらむことよるのき

ていふことばにもいふおきてにはづるいろのなきぞ。謀叛のは  
 じめといふべなきなり。むししの將門は、比叡山にのぼりて大内を  
 遠見して、謀叛をおもひくはだてけるも、かゝるたぐひにははべ  
 りけん。今は人々のこゝろがくのみなりにたれば、この世はよく  
 れとろへぬるにや。漢の高祖の天下をとりしは、蕭何、張良、韓信が  
 力なり。これを三傑といひり。万人にすぐれたるを傑といふとが  
 中にも張良、高祖の師として、はかりことを帷帳の中にめぐら  
 して、勝事を千里の外に決するはこの人なりと宣ひしむ。張良  
 をとごることなくして、留といひてすこしきなる所をのぞみて、  
 封ぜられにけり。あらゆる功臣はほくほるびしむ。張良は身を  
 またくしたりき。ちかき代のことぞ。頼朝の時までも、文治の  
 ころにや、奥の泰衡を追討しにみづからむふことありしに、平

○長岡の郡 東鑑に文  
治五年長岡大郡置忠勝  
葛岡郡是狭少之地也三  
云と見えたり

○高時が鎌倉に時行等  
を討つて討つたは建  
治五年の事なり

の重忠が先陣にて、その功すぐれたりければ、五十四郡の中、いづ  
くぞ望むべかりけるにや、長岡の郡とて、ききめたる少きところ  
ぞのごみたまはりけるとぞ。これは人にひろく賞をもたこなは  
しめんがためにや、あしこかりけるぞのことにこそ。また直實とい  
ひけるものに、一所をあたへたまふ下文に、日本第一の剛の者な  
り、と書きたまはりけり。一とせむの下文をもちて奏聞する人の  
ありけるよ、褒美の詞のはなはだしきに、あたつたるところのす  
くなく、まことに名をひろくして利をひろくしける。いみじきこ  
と口口にほめあつりける。ちよにころえてほめけんといとを  
あし。これまでものころこそなむらめ。ことにふれて君をたを志  
奉り、身をたもくする輩のみたほくなり。ありし世の東國の風義  
も、ほりはてぬ。公家のふるさすもたもなし。ちよになりぬる世

○高時が鎌倉に時行等  
を討つて討つたは建  
治五年の事なり

○高時が鎌倉に時行等  
を討つて討つたは建  
治五年の事なり

に、いづかぎ侍も、あつたりとせしむと、中一とせば  
かりは、まことに一統のまゝしおほくて、天の下こがり集りて、都  
の中は、つとてしこころは、べりけれ。建武乙亥の秋のころ、ほひに  
し高時が類、謀叛をたとして鎌倉にいりぬ。直義は成良の親王を  
引つれ申て、参河の國までのぬれにき。兵部卿護良の親王とあ  
りて、鎌倉にた、し、し、しけるぞ、つれ申にたよはず、失ひ申てけ  
り。みだれの中なれど、宿意をばたすにやありけん、都にもかねて  
陰謀のきこひありて、嫌疑せられける中に、權大納言公宗の卿め  
したかれしも、このまぎれに誅せらる。承久より關東の方人にて  
七代になりぬるにや。高時も七代にて滅びぬれば、運のしからし  
むるもとははほゆれど、弘仁の死罪をととめられてのち、信賴が  
時にこそ、めづらむあることに申はべりけれ。戚里の寄もひとし

○長岡の郡 東條に文  
治五年島山大耶重忠賜  
葛岡郡是狭少之地也云  
云と見えたり

○高時が録倉は時行等  
よりことなり

の重忠が先陣にて、その功すぐれたりければ、五十四郡の中、いつ  
くぞ望むべかりけるにや、長岡の郡として、ききめたる少きところ  
ぞのぞみたまはりけるとぞ。これは人にひろく賞をもたこなは  
しめんがためにや。あしこかりけるそのこにこそ。また直實とい  
ひけるものに、一所をあたへたまふ下文に、日本第一の剛の者な  
り、と書てたまはりけり。一とせいの下文をもちて奏聞する人の  
ありけるよ、褒美の詞のはなはだしきに、あたへたるるところのす  
くなく、まことに名をおもくして利をかるくしける。いみじきこ  
と口口ほめあへりける。いかにこころえてほめけんといとを  
あし。これまでのこころこそなからめ。ことにふれて君をたとえ  
奉り、身をたたくする輩のみたほくなり、ありし世の東國の風義  
もあはりはてぬ。公家のふるさすもたもなし。いかになりぬる世

○高時が録倉は時行等  
よりことなり

○高時の時比外國の事  
よりことなり

にものなげき侍るともあはれありとこそえしものと、中一とせば  
かりは、まことに一統のまゝしおほくて、天の下こがり集りて都  
の中は、いしくこそはべりけれ。建武乙亥の秋のころほひに  
し高時が類、謀叛をたとして録倉にいりぬ。直義は成良の親王を  
引つれ申て、参河の國までのがれにき。兵部卿護良の親王ことあ  
りて、録倉にたししおしける。とばつれ申にたよはず、失ひ申てけ  
り。みだれの中なれど、宿意をはたすにやありけん都にもかぬて  
陰謀のきこひありて、嫌疑せられける中に、權大納言公宗の卿め  
したかれしも、このまぎれに誅せらる。承久より關東の方人にて  
七代になりぬるにや。高時も七代にて滅びぬれば、運のしからし  
むるがとははほゆれど、弘仁の死罪をととめられてのち、信頼が  
時にこそ、あつらひあることに申はべりけれ。威里の寄もひらし

○あらはならぬ法令以  
は名例律云犯私罪以官  
常徒者一品以下三位以  
上一官常徒三年五位以  
以上一官常徒二年六位  
犯公罪者各加一年當其  
有官者各加一年當其  
位爲一官謂守位者各以考  
本位當仍各解見任若有  
余罪及更犯者聽以隱在  
之官當となりまた法有  
至要抄云犯重刑之身有  
職位之時職位即其辭退  
辭退其職位世即其辭退  
之有官當注與名例律同  
二曰免所居官先解還所  
居之一官  
三曰免官先解還所居官  
位動位  
四曰除名官位動位除  
職役從本色

くなり、大納言以上にいたりぬるに、おなじ死罪なりともあらば  
ならぬ法令もあるに、うけたまはりたこなふ輩のあやまりとぞ  
きこえし。高氏は申うけて東國にむかひけるが、征夷將軍ならび  
に諸國の惣追捕使を望みてけれど、征東將軍もなされてことと  
とく、いゆるされず。ほどなく東國はまつまりよけれど、高氏のぞ  
む所達せせして、謀叛をれこすよしきこひしめ、建武二年乙亥十  
一月十日あまりにや、義貞を追討すべきよし奏状を奉る。すなは  
ちうちのほりければ、京中騒動せり。追討のため、中務卿尊良親王  
を上將軍として、さるべき人々もあまたつひはさる。武家には義  
貞の朝臣をばじめて、おほくの兵を下されしに、十二月に官軍引  
しりぞきぬ。關々をみためられしほど、次の年丙子の春正月十日  
官軍またやぶれて朝敵すでにちのづこ。よりて比叡山東坂下よ

行幸して、日吉の社にぞまゝくける。内裏もすなはちやけぬ。累  
代の重寶もたほく失にけりむかひしよりためしなきほどの亂逆な  
り。いり之間に、陸奥守鎮守府の將軍顯家卿の、このみだれをさ  
して親王とさきにたてまつり。陸奥出羽の軍兵を率して責のほ  
る。同十三日近江の國につきて、ことの上しを奏聞せり。十四日に  
江をわたりて、坂本よまありしかば、官軍大きに力を得て、山門の  
殺徒まで、万歳とよばひき。同十六日より合戦はごまりて、卅日  
つひに朝敵を追落せり。やがてその夜還幸したまひき。高氏等な  
ほ攝津の國にありときこひしめ、おねて諸將をつひせり。二  
月十三日またこれをたひらげつ。朝敵は船よのりて、西國へなん  
れちにけり。諸將及び官軍はかつく歸り参りすと、東國のこと  
れぼつひなして、親王もまたおしらせたまふべし。顯家卿も任



所にかへるべきよしおぼせざる。義貞をつくりしつゝのなごも。お  
 くて親王元服したまひ。直に三品に叙し、陸奥の太守に任じまし  
 ましき。このころの太守ははじめたることなれど、たよりありと  
 てぞ任じたまひき。勸賞によりて、同母の御兄、四品成長の御子を  
 超たまひき。顯家卿はわざと賞をば申うけざりけるとぞ。義貞朝  
 臣は筑紫へ下りとも、播磨の國に朝敵の黨類ありとて、先これを  
 對治すべしとて、日ぞたくりしほどに、五月にもなりぬ。高氏等西  
 國に凶徒をあひめたらひて、おさねて攻のぼる。官軍利なくして、  
 都に歸參せしほどに、同二十七日にまた山門に臨幸したまひき。  
 八月にいたるまで度々合戦ありしほど、官軍すまはず、よりて都  
 にい元弘の僞主の御弟に、三の御子豊仁とまよしけるぞ。位よつ  
 けたてまつる。十月のころもや、主上都に出させたまひぬ。いとあ

○朝敵の黨類は赤松朝  
 村等とす

○是れは義貞の御子  
 とす

さましがりしことなれど、またゆくを思はれしめず道ありし  
 にこそ。東宮は北國に行啓あり、左衛門督實世の卿以下の人々、左  
 中將義貞朝臣をばじめ。つゝ兵もあまたつゝうまつりけ  
 り。主上は尊号の儀よてましくしき。御ころをやすめたてまつ  
 らんためにや、成長の親王を東宮にすひたてまつる。同十二月に  
 志のびて都を出ましくして、河内の國に正成といひしお一族を  
 めしぐして、吉野にいらせたまひぬ。行宮をつくりてわたらせたま  
 ひき。このごとき在位の儀にてましくける。内侍所もう  
 つらせたまひ、神璽も御身にまたがたまひけり。まことに奇特  
 のことにこそは入りしが、吉野の御幸にきたちて、義兵をたこ  
 すとも、おちよと入りき。臨幸の後には、國々にも御ころをさしあ  
 したぐひあまたきこえしほど、次のとしもくれぬ。またのとし成

寅の春二月鎮守府の大將軍顯家卿、また親王をさきたて申し、かねてうちをばさる。海道の國々ことごとくたひらぎぬ。伊勢伊賀を經て大和に入、奈良の京よなんつきにけり。それより所々の合戦あまた度々、たゞひに勝負はべりしに、同五月和泉の國にてのたゞひに、時やいたらざりけん、忠孝の道、こと極りはべりにき。昔の下にもうづめぬものとは、たゞいたづらに名をのみぞとめし。こゝろうき世にもはるる。官軍なほこゝろを勵まして、男山に陣を取て、しばらく合戦ありしほど、朝敵しのびて社壇をちかばらひしより、ことなかりし引しりみ。北國にありし義貞も、たゞひにめかれしほど上りもく、おせふことなきて、空しくなりぬとまことなるば、さぶばりなり。さて、ちかばらひしより、陸奥の御子も、た東にむかひしめたるは、

○昔の下のうづめぬものとは、たゞいたづらに名をのみぞとめし。こゝろうき世にもはるる。官軍なほこゝろを勵まして、男山に陣を取て、しばらく合戦ありしほど、朝敵しのびて社壇をちかばらひしより、ことなかりし引しりみ。北國にありし義貞も、たゞひにめかれしほど上りもく、おせふことなきて、空しくなりぬとまことなるば、さぶばりなり。さて、ちかばらひしより、陸奥の御子も、た東にむかひしめたるは、

○男山の御見は、親王、兼、陸奥の御子、

○伊勢の御見は、親王、兼、伊勢の御子、

き定めあり。左少將顯信朝臣中將に轉じ、從三位に叙し、陸奥の介鎮守將軍を兼つしめさる。東國の官軍ことごとく、かの節度にきたるは、さぶばりなりぬとまことなるば、さぶばりなり。さて、ちかばらひしより、陸奥の御子も、た東にむかひしめたるは、

同母の御兄も、前東宮恒良親王、成長親王、しくしにめくさだまりたまひぬるも、天命なれば、たじけあし。七月の末つめた、伊勢に越させたまひて、神宮にことよしを啓して御船のよそひし。九月のはじめともづなぞとめしに、十日ころのことには、上總の地ちかより、てそらのけしきれどろくしく、海上あらくなりしは、また伊豆の崎といふ方にたゞよはれば、べりしに、いと波風たびたゞしくなりて、あまたの船ゆきめたし

らずはへりけるに、御子の御船はさばかりなく伊勢の海につか  
せたまひぬ、顯信朝臣は本より御船にさふらひけり。たなじ風の  
まぎれに、東とさして常陸の國なる内の海につきたる船はへり  
き。方々にたゞよひし中に、この二つの船たなじ風にて東西に吹  
わけらる。すゑの世にはめづらひなるためしにぞ侍るべき。儲の  
君にさだまらせたまひて、例なきひなの御住居も、いかにとおぼ  
ゆしに、皇太神のとごめ申させたまひけるなるべし。のちに吉野  
ついでさましして、御目の前にて天位をつおせたまひしは、  
いととれたしひあそせられて、とふとくもはづるかな。また常陸は  
もとよりこゝろさす方なれば、御こゝろさしある輩らあむはか  
らひて、義兵とはくなりぬ。奥州野州の守も、次の年春がさねて下  
向して、おのゝ國につきはりにさし、もとも舊都には、戊寅のと

この冬改元して應應とすいひける。吉野の宮には本の延元の号  
なれば、國々もたしひくの号なり。もろこしにはかゝるためし  
たほけれども、この國に例なし。されど四とせにもなりぬるに  
や、大日本島根の本よりの皇都也。内侍所神靈も吉野にたはしま  
せば、ついで都にあらざるべき。さて八月の十日あまり六日  
にや、秋霧にたしめられたりたまひて、もろれとていぬとさきこ  
えと、寐の中なる夢の世に、とごめぬなむとはまりなむと  
きへ一日の前より、とごめて、若の涙も、もさあえぬば、筆のぞと  
かへさるこぼりぬ。むかし仲尼は獲麟に筆を絶とめられたこと、に  
てとごめりたく侍れど、神皇正統のよこしに、なむのむしを埋りて  
申すのよみて、兼意のすむるも、なむのむしを埋りて、いひて、

○左大臣の御は陽白左大臣藤原公の御なり

つけはへるなり。おねて時をもちしめたまふにや。前の夜より親王をば左大臣の第へうつしたてまつられて、三種の神器をつたへ申さる。のちの号をば仰せのまゝにて、後醍醐の天皇と申せり。天下を治め給ふこと二十一年、五十二歳にましくき。むかし仲哀天皇熊襲をせめさせ給ひし時、行宮にて神をりましくき。されど神功皇后ほどなく三韓をたひらび、諸皇子の亂をしづめられて、胎中の天皇の御代にさだまりき。此君聖運ましくしめば、百七十余年中たぬにし一統の天下をしらせ給ひて、御目の前にて、日嗣をさだめさせ給ひぬ。功もなく徳もなきぬす人世におこりて、四とせあまりおほど宸襟をなやまし、御世をすくさせたまひぬれば、御怨念のすゑむなく侍りなんや。今の御門また

○五十世の天皇 一本  
今上帝に作る  
天皇之下に御姓本号  
授け上はの五字あり  
作る 第七子 興本八子に

○たゞなるまじき神に  
あるまじきたて他の御  
子より優れてまします  
をいふ御ち凡人にある  
まいたいふなり

○加冠 御元服のとき  
始めて冠を戴かす其  
人を加冠といふこれ  
人の加冠するなり

天照大神より已來の正統をうけましくぬれば、此御光にあらそひ奉る者やは有べき。中々斯く靜るべき時の運とを覺け侍る。第九十六代、第五十世の天皇。諱は義良、後醍醐の天皇第七の御子。御母は准三宮藤原の藤子、此君は生まれさせたまはんとて、日をいなくとなんゆめに見申たまひけりとす。さればあまたの御子の中に、たゞなるまじき御事とぞ、おねてよりきこひさせたまひし。元弘癸酉の年、東の陸奥出羽のかためにてたれむかせたまひぬ。甲子の夏立親王、丙子の春都にのぼらせまじしして、内裏にて御元服、加冠は左大臣なり。すなはち三品に叙し、陸奥の太守に任せさせたまひぬ。おなじき戊寅の年の春、また上らせ給ひて、吉野の宮にましくしが、秋七月伊勢を越させたまひぬ。おね

て東征ありしものなほ伊勢にのこりたり。己卯の年三月又吉野  
つらされたまひぬ。秋八月中の五日ゆかりやうけて、天日嗣をう  
たへたまはるるなり。

補註神皇正統記終

明治廿六年六月十二日出 版  
明治廿六年十月 五日 版權讓請  
明治三十三年一月十五日三 版

東京市下谷區花園町五番地

著 者 大久保初雄

大阪市東區北久太郎町四丁目廿八番屋敷寄留

發行者 岡本仙助

大阪市南區櫻田町三丁目四番屋敷

發行者 岡本宇野

大阪市南區櫻田町西之町百六十五番屋敷

印刷者 南谷新七





